第5章　金融機関グループ内における顧客情報の管理

岩　原　紳　作

1　序

本章においては、銀行を中心とする金融機関グループ内における顧客情報の管理に関する法制につき検討する。この問題については既に金融法務研究会「金融機関のグループ化と守秘義務」金融法務研究会報告書（5）（2002年4月）（特に解釈論・立法論については42頁以下）において検討したところである。本章においては同報告書を前提に、そこで検討されていなかった個人情報保護法に関する解釈論等につき検討したい。なお、企業の組織変更に伴う顧客情報の承継の問題は、同報告書において検討したので、本稿は既に形成された金融機関グループ内の顧客情報管理の問題のみを扱う。

わが国の個人情報保護法は、企業グループ内における個人情報の共有を自由とするアメリカにおけるGLB法のような立場は採らず、EUにおけるように、本人の同意なくして企業グループ内であっても個人情報の共有はできないという原則に立っている（金融法務研究会・前掲6頁以下参照）。尤も個人情報保護法は、本人の同意の採り方についてはopt-outに近い柔軟な方法も認めている。しかし金融機関グループの管理目的等のためには、そのような同意もなしにグループ内において顧客情報を共有できる場合がないかが、本章の主たる検討課題となる。

なお、マーケッティング目的による個人顧客情報の共有は、個人情報保護法の下においては、本人の同意を得るという原則に服することになると思われるので、本章の検討の対象から除外する。但し、企業顧客情報については、個人顧客情報とは異なり人格権の保護の問題はなく、企業の経済的利益の侵害だけが問題になることから、当該顧客企業の評判や企業秘密等に関わらず、第三者に提供されても経済的損失が生じない情報であれば、当該企業の同意なくとも、マーケッティング目的でグループ内で利用することも許されると考えられる（金融法務研究会・前掲47頁以下）。

もっとも、個人事業主や任意組合等や非営利団体等について、個人情報としての扱いをすべきか、もしくは企業顧客としての扱いをすべきか、という問題はありうるところである。現にイギリスの金融機関の自主規制ルールは、年間100万ポンド以下の売上を持つ個人事業主、パートナーシップ、有限責任事業組合（limited liability partnership）等、又は年間100万ポンド以下の収入のある組合、慈善団体、クラブ等を、ビジネス・カスタマーと呼んで（ファ

クタリング、リース、アセットファイナンス、分割払い、投資、又は保険に従事する業者を除く)、一般の個人顧客と同様の情報の保護を図っている (British Bankers' Association, Association for Payment Clearing Services, The Business Banking Code, March 2005, para.11.1. 井部千夫美＝杉浦宣彦「金融取引の守秘義務についての比較法的考察―欧米の個人金融取引における守秘義務についての法制度を中心に―」金融庁金融研究研修センター・ディスカッション・ペーパー21号 (2006年) 8頁以下参照)。ドイツの銀行普通取引約款は、法人又は商業登記簿に登記されている商人と、個人又は団体の顧客で分けて、前者の事業に関する情報は顧客の別段の指示がない限り提供可能としているのに対し、後者の情報については顧客の明示的な同意がある場合にのみ提供可能としている (Allgegemeine Geschaeftsbedingungen der privaten Banken und der Genossenschaftsbanken, 2000, § 2. 井部＝杉浦・前掲12頁以下参照)。しかし本稿においては、個人情報保護法が形式的に個人情報であれば保護対象とし、それ以外の団体に関する情報は同法の保護の対象外としていることから、形式的に個人情報とそれ以外の情報 (便宜、以下においては「企業情報」ないし「企業顧客情報」と呼ぶこととする) を分けて考察することとしたい。

2　法規制

まず金融機関グループ内における顧客情報の管理に係る法令及びそれを具体化した指針等を列挙したい。個人情報保護法と銀行法の下での法令・指針等に分けて列挙する。

(1) 個人情報保護法に関連する規制

金融機関グループ内における顧客情報管理に関係する個人情報保護法の規定とその内容は、以下のようなものである。

15条1項……利用目的の特定の要求

2項……利用目的変更の限界

16条1項……特定された利用目的を超えた取扱いにおける本人の同意の必要

2項……合併その他の事由による事業承継に伴い個人情報を取得した場合の利用目的変更の限界

23条1項……第三者に提供する場合の事前同意の原則とその例外

→①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③、④略

2項……例外事由としての事前開示（本人に通知、又は本人が容易に知り得る状態に置く）のうえオプトアウトの権利の本人への付与

4項……非該当の場合

→①利用目的達成に必要な範囲内における個人データの取扱いの委託

②合併その他の事由による事業の承継に伴う個人データの提供

③事前開示（本人に通知、又は本人が容易に知り得る状態に置く）を伴うデータの共同利用

個人情報保護法を受けて金融審議会金融分科会特別部会により策定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（「ガイドライン」）は、金融グループ内における個人情報管理に係わる規制として、以下のようなことを定めている（西方健一「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および安全管理措置等に関する「実務指針」の概要」金法1729号（2005年）10頁参照）。

3条3項……与信事業に際して、個人情報を取得する場合の利用目的について本人の同意の必要

5条1項……法15条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた本人の同意を得ない個人情報取扱いの禁止

2項……合併その他の事由による事業承継に伴う個人情報取得の場合の、予め本人の同意を得ない承継前における利用目的を超えた取扱いの禁止

6条1項7号……本人の同意に基づく、保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保するのに必要な範囲でのセンシティブ情報の取得、利用又は第三者提供の許容

8号……本人の同意に基づく、センシティブ情報に該当する生体認証情報の本人確認への利用。

この他、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（「安全管理実務指針」）が前記特別部会から公表されるとともに、全国銀行協会も「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」（平成16年12月21日）を策定した（神門隆「全銀協「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」の概要」金法1729号（2005年）21頁参照。なお、同自主ルールは、全国銀行個人情報保護協議会「個人情報保護指針」（平成17年4月）に引き継がれている）。

(2) 銀行法に基づく規制

銀行法に基づく銀行法施行規則、主要行等向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針等の規制で、金融機関グループ内における顧客情報の管理に関わるものとして、以下のようなものがある。

銀行法施行規則

13条の6の5……個人顧客に関する情報の安全管理措置義務

13条の6の6……信用情報機関から提供を受けた個人の返済能力情報の目的外利用防止措置義務

13条の6の7……個人顧客に関する特別の非公開情報の目的外利用防止措置義務

「主要行等向けの総合的な監督指針」

Ⅲ－3－3－3　「顧客情報管理」

Ⅲ－3－3－4－2 (1) ③「委託先における目的外使用の禁止を含めて顧客管理が整備されており、委託先に守秘義務が課されているか。」

④「個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合……」

「金融コングロマリット監督指針」

Ⅱ－1 (3) ④「グループのリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。」

Ⅱ－2－2④「リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役に定期的に報告しているか。」

Ⅱ－2－2－1 (1)「経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。」

Ⅱ－2－2－1 (2)「経営管理会社の取締役は、グループの特定の企業または領域にリスクが偏在すること……を特定した上で、これを的確に監視、管理するための態勢を整備しているか。」

Ⅱ－2－2－1 (3) ①「経営管理会社は、グループにおけるリスクの集中を特定し、それを適切に管理するための態勢を整備しているか。」

Ⅱ－２－２－２④「グループ内の与信管理の状況等について、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理できる体制となっているか。特に、グループとしてのポートフォリオの状況（特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等）についても、適切に管理しているか。」

Ⅱ－３－１（1）①「経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置づけ、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。」

Ⅱ－３－１（1）③「経営管理会社に、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門……を設置し、グループの或いはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に監視することとしているか。」

Ⅱ－３－１（2）②「グループ内会社等において、個人情報を扱う場合には、各業法及び個人情報保護法等に基づき、適切な安全管理及び共同利用等のための態勢が整備されているか。」

Ⅲ－３－７①「グループ内で顧客情報の相互利用を行う場合、グループとして統一的かつ具体的な取扱い基準を定めた上で、グループ内会社の役職員に周知徹底しているか。」

②「グループ内で個人顧客情報を共同して利用する場合、その旨並びに共同して利用される個人顧客情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人顧客情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ当該個人顧客情報によって識別される特定の個人に通知し、又は当該特定の個人が容易に知りうる状態に置いているか。」

③「上記②の対応を行っていない場合であって、グループ内で個人顧客情報を共同利用しようとする場合には、個人情報保護法第23条第1項各号、第2項、第4項第1号および第2号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることとしているか。……」

④「経営管理会社が単体で個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合、個人情報保護法を遵守する態勢が整備されているか。……」

⑤「グループ内において個人顧客に関する非公開個人情報を利用する場合、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。」

⑥「顧客情報が漏洩、滅失又は毀損した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。」

この他、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」の「経営管理（ガバナンス）態勢―基本的要素―の確認検査用チェックリスト）Ⅰ3.⑤「子会社等に関する管理態勢」は、法令等遵守、顧客保護等の観点から子会社等の業務運営を適切に管理することを求めている。また同マニュアルは、金融機関単体を対象とするもので、金融機関グループを対象とするものではないが、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」Ⅰ1.②（ⅰ）は、顧客の情報の管理の適切性の確保を、Ⅰ2.②、④（ⅲ）、⑤は、顧客情報統括管理責任者・外部委託管理責任者等の設置とそれを通じた顧客情報管理の適切さの確保を、Ⅱ3.(1)は、顧客情報管理規程及び顧客情報管理マニュアルの策定を、Ⅱ3.(2)は、それらを通じた顧客情報管理の実施を、それぞれ求めている。

(3) その他

顧客情報管理に関する法律として、その他に次のようなものがある。

犯罪による収益の移転防止に関する法律

13条……報告義務

14条……立入検査

金融商品取引業等に関する内閣府令

153条7号ホ・ヘ・ト……本稿3.(2)参照

3 検討

(1) 個人情報保護法の規制と銀行の守秘義務

個人情報保護法の規定からは、同法の適用のある個人情報については、法人格が異なる以上は、同一金融機関グループに属する他の会社に個人情報を提供することは、第三者提供となって、同法23条1項各号に規定する他の法令の規定に基づく場合か、同条4項の非該当の場合でない限り、本人の事前同意を得るか、同条2項の事前開示を行ったうえでオプトアウトを認めるという手続を採るほか、許されないように思われる。また同法15条・16条からは、顧客との取引から入手した個人情報も、本人の同意がない限り、特定の利用目的にしか用いることはできないとされており、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」3条・6条からは、特に与信事業から取得する個人情報については、情報の取得そのものに本人の同意を必要とし、とりわけセンシティブ情報については、たとえ本人の同意があるにしても、保

険業等の適切な業務運営を確保する必要から業務上必要な範囲でのみ、利用及び第三者提供ができるとされている。

尤も、同法23条4項の非該当の場合の中でも3号は、金融機関等の企業グループにおいて個人情報を共同利用する場合を想定した規定である。個人情報保護法の起草担当官の解説も、金融機関間で資金需要者の延滞・貸倒等の情報を交換する活動を同号の適用例として挙げている（三上明輝＝清水幹治＝新田正樹（個人情報保護法基本法制研究会編）『Q＆A　個人情報保護法』（有斐閣、2003年）66頁）。従って適法に取得した個人情報は、金融機関グループにおいて、個人情報を共同利用すること、その利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、本人に通知するか容易に知りうる状況におけば、金融機関グループ内において個人の信用情報等を共同利用することができることになろう。なお、その場合の「共同して利用する者の範囲」の定め方について、限定的に列挙するというのでは、共同利用者の異動は将来的に不可避であることから、実務的に難しいという指摘がなされていた（松井秀樹他「＜座談会＞顧客情報の取扱いに関する諸問題」金法1642号（2002年）6頁・16頁（三上　徹発言））。しかしこの点に関してガイドラインは、「共同して利用する者を個別列挙することが望ましい。」としながらも、「共同して利用する者の外延を示すことにより本人に通知等する」ことも認め、有価証券報告書等に記載されている子会社や連結対象会社及び持分法適用会社といった外延の示し方を例示している（13条7項。なお、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説［第2版］』（有斐閣、2005年）118頁、神門・前掲27頁参照）。

既存の顧客につき個人情報保護法の本人の同意やオプトアウト手続をとることなく既に収集した情報を第三者に提供する場合、結局、本人の個別の同意を得るしかないのではないかという疑問があった。個人情報保護法附則2条は、同法施行前の既存情報について目的を超えた利用を認めているが、それは本人の同意がある場合についてのみであり、同法附則4条・5条は、同法23条2項・4項3号の規定により「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について」、同法施行前に「本人に通知されているとき」にのみ、同法23条2項・4項3号の通知等が行われたものとみなすことを認めていたからである。そこから既存情報については、「本人が知り得る状態に置」いただけでは本人の同意が認められず、個別の通知が必要なのではないかが問題になっていたのである（前掲＜座談会＞・金法1642号14頁）。しかしこれについては、同法施行の時点において継続して「本人が知り得る状態に置」かれていれば、同法23条2項・4項3号の通知が行われたものとみなされると解釈されているようである（宇賀・前掲216頁）。尤も、既存情報に関する通知等について、同法23条2項各号・4項各号の情報に関する通知等が完備していたかという問題

がありうる（前掲＜座談会＞・金法1642号14頁）。

同様の通知等やオプトアウトによる例外が、個人情報以外の銀行の顧客情報の守秘義務についても認められるかが大きな問題になる。従来の解釈においては、個人情報保護法23条2項・4項3号が定めるような、本人のいわばみなし同意による守秘義務の解除を認めていなかった（前掲＜座談会＞・金法1642号11頁参照）。企業顧客情報に関する銀行の守秘義務は契約ないし慣習に基づくものであり、その解除には契約法の原則に従い個別の同意が必要と思われていたのである。しかしプライバシー権に基づく個人情報の保護は、財産権としての企業顧客に関する銀行の守秘義務より重い義務と考えられることからは、みなし同意が個人情報保護法により認められた以上は、企業顧客に関する銀行の守秘義務についても、個人情報保護法23条2項・4項3号に準じた手続をとれば、みなし同意に基づく例外が認められてもよいのではあるまいか。

(2) 銀行法等に基づく例外

ここで金融機関について特別に問題になるのは、銀行法における銀行自身だけでなくその子会社等、子法人等、業務委託を受けた者、銀行主要株主、銀行持株会社やその子会社等を含めた財務や監督等に関する規制が（銀行法13条、13条の2、14条の2第2号、24条2項・3項、25条2項・5項、52条の9～52条の18、52条の22、52条の27～52条の35）、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」に該当して、個人情報の第三者提供における本人の事前同意や事前開示によるオプトアウト等の手続を不要にしないか、あるいは金融機関グループ全体のリスク管理のために必要な情報の第三者提供は、同項第2号の「人の・・・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当しえないか、といったことである（金融法務研究会・前掲45頁参照）。

疑いの余地がないのは、銀行法の規定が監督当局への情報の提供を直接義務付けている場合が、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」に該当することである。例えば、銀行又は銀行持株会社の子法人等又は業務の委託を受けた者への内閣総理大臣の報告・資料徴求や立入検査権の行使による顧客情報の提供や（銀行法24条2項・3項、25条2項・5項、52条の31第2項・3項、52条の32第2項・5項）、銀行主要株主や銀行持株会社への監督権限に基づく内閣総理大臣の情報の徴求等である（銀行法52条の9～52条の18、52条の27～35）。これらの情報提供については、個人情報以外の守秘義務も問題にならないと思われる。しかしそれ以外の、銀行法上の規制のために間接的に情報提供が必要になる場合については、問題がありうる。

例えば、大口信用供与規制においては、銀行又は銀行持株会社とそれらの子会社等の同一人

に対する信用供与額を合算して合算信用供与等限度額規制が課される(銀行法13条2項・4項・5項、52条の22第1項・3項・4項、同法施行規則14条の4、14条の5、34条の15)。この場合、銀行の子会社等から当該銀行へ、銀行持株会社の子会社等から当該銀行持株会社へ、受信者の氏名とその信用供与額の情報を提供しない限り、同一人に対する信用供与額限度規制に違反していないかを確認することができない。そこで銀行法13条の起草担当官は、与信側合算対象者の銀行への報告行為については、銀行法により求められる行為であるとして、守秘義務は解除されるものと解されるとしている(木下信行『[解説]改正銀行法』(日本経済新聞社、1999年)331頁)。銀行法の規制が守秘義務に優先するという考えである。また合算信用供与限度額規制を守るために、金融商品取引業者が親銀行又は子銀行等に顧客に関する非公開情報を受領又は提供することは、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)153条7号ホにより許容されているところである。

それでは個人情報保護法との関係においても、これらの報告行為は適法とされようか。銀行法の大口信用供与規制実現のための情報提供と、銀行の守秘義務ないし個人情報保護法が守ろうとしている個人情報保護の、いずれが優先されるべきかという解釈問題は、銀行法の文言だけからはいずれとも決しがたい問題である。守秘義務や個人情報の保護を重視する立場からは、銀行はあくまで個人情報保護法が求める本人の個別同意やオプトアウト等の手続をとったうえで、銀行法の求める銀行とその子会社等との間での情報提供を行うべきだということになろう。これに対し銀行法13条等の大口信用供与規制を重視する立場からは、合算信用限度額規制を守るための子会社等による銀行への顧客情報の報告行為は、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」に当ると解釈されようし、一般的な守秘義務によっても妨げられないと考えることになろう。

銀行法13条等の起草担当官が後者の立場に立ったのは、個人情報保護法制定前で、本人のみなし同意による守秘義務解除は認められないと考えられていた状況の下、大口信用供与規制を遵守するために銀行やその子会社等が既存の被融資者に関する情報をグループ内で共用しようとしても、事後的に本人の同意を得ることが難しいという事情があったためではなかろうか。この点、個人情報保護法についてはみなし同意が認められることからは、「法令に基づく場合」としての例外を必ずしも認めなくても差し支えないという意見があるかもしれない。前述のように一般的な守秘義務についても、みなし同意による解除が認められるとすれば、同様かもしれない。

しかしみなし同意の手続であっても、それをとることの負担は否定できないところである。特に大口信用供与規制の対象になる受信者にとっては、同規制を受けて受信を受けることができなくなることを防ぐために、情報提供の同意を拒むことが十分に予想されるところである(個

人情報保護法23条1項2号に該当すると見る可能性もあろう)。他方、大口信用供与規制を守るための顧客情報の報告については、合算信用限度額規制を守るためという明確な目的に特定されていて、銀行法上、その情報の目的外使用の禁止規制が整備されていることを考慮して(前掲・ガイドラインや主要行向け監督指針参照。それ以外の目的に報告された情報を用いることは、個人情報保護法違反になろう)、銀行法は本人の同意又はみなし同意の要求の例外を認めたものと考えることもできよう。また個人情報保護法より後に成立した金融商品取引法に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令153条7号ホが、前記のような定めを置いたことは、金融商品取引法の制定は、銀行法に基づく合算信用供与限度額規制を守るための親銀行や子銀行への報告については、個人情報保護法の法令に基づく例外となることを確認したものと解釈することも可能なように思われる。

以上のような考え方は、大口信用供与規制以外の銀行法上の規制により顧客情報の提供が必要になる場合にも及ぼすことができるように思われる。例えば、銀行法13条の2、同法施行令4条の2は、銀行とその特定関係者(当該銀行の子会社、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行持株会社の子会社、子法人等、関連法人等、等)の顧客の間での銀行にとって不利な取引を原則として禁止し、同法施行規則14条の8に定めるやむをえない場合で内閣総理大臣の承認を受けたときだけを例外としている。従って、この規制を遵守するためには、銀行の特定関係者に当るグループ内の企業は、銀行にその顧客を報告する必要がある。この場合も、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」として、同規制遵守目的に限るのであれば、顧客本人の事前の同意等なくして銀行の特定関係者が銀行に顧客の氏名を報告できると解釈することもできるのではなかろうか。その場合、個人以外の顧客に対する守秘義務の関連でも、情報提供を妨げないと解することになろう。この場合も情報提供に関する顧客の同意を得ることが難しい場合と思われるためである。

銀行や銀行持株会社に関する自己資本比率規制は、銀行、銀行持株会社だけでなく、それらの子会社等の資産を合算した連結ベースで算定されることになっており(銀行法14条の2第2号、52条の25)、債務者の属性に関する情報等、株主に開示する計算書類や一般に開示される財務諸表にはない財務に関する情報を、子会社等は銀行や銀行持株会社に提供しなければならない(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件)。尤も、提供される情報は、子会社等の個別の顧客に関する情報ではなく、一定の属性を持った顧客に関する集団的な情報である。ただ銀行や銀行持株会社が提供された情報の正確さを検証しようとすれば、子会社等に関する個別の顧客に関する情報も銀行や銀行持株会社が確認する必要がある。原則としては、銀行や銀行持株会社は、子会社等から提供された情報を信用することができ、それ以上、自ら子会社等において直接情報のチェックを行う義務もなければ権限もないと思わ

れる。従って、原則としては個人情報保護や守秘義務の例外を考える必要はなさそうである。尤も、子会社から提供された情報に疑念が生じたような場合等には、子会社等から具体的な顧客に関する情報提供を受ける等の必要が生じる。しかしそのような例外的な場合の子会社等からの情報提供は、大口信用供与規制等とは同一に論じることはできず、次に論じる子会社等の管理目的のための子会社等からの顧客情報の提供と同様に考えてよいのではなかろうか。

最も問題となりうるのが、銀行や銀行持株会社に求められる一般的な経営管理義務から必要とされる、子会社等の顧客に関する情報の銀行や銀行持株会社への提供である。銀行法は、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるとき」に、監督当局による子法人等に対する報告又は資料の提出や立入検査を認め（銀行法 24 条・25 条）、銀行の業務の停止や免許の取消に当っては、「銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして」必要があるかを判断することにしている（同法 26 条・27 条）。このことは銀行がその子会社等に対し一定の経営管理を行うことが前提とされていると考えられる。更に銀行持株会社については、銀行等、その子会社の経営管理を行うことが業務とされ、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努める義務があるとされている（同法 52 条の 21）。このような銀行や銀行持株会社の子会社等に対する経営管理義務は、当然に、子会社等からそれらの経営管理に必要な情報の提供を受けなければ果たせないところであり、その情報の中には子会社等の顧客情報も含まれるものと思われる。銀行持株会社の場合は、子銀行がその顧客情報を銀行持株会社に提供することになろう。また銀行主要株主に対する内閣総理大臣の銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出命令も（同法 52 条の 14）、銀行主要株主が当該銀行からその経営に関する情報の提供を受けうることを前提にしていると考えられ、その中には銀行の顧客に関する情報も入ってくることになろう。

金融コングロマリット監督指針が定めている金融持株会社のグループに関する経営管理も、当然にグループ内の企業、とりわけ金融機関に関する業務・財務内容を把握していることを求めており（同監督指針Ⅱ－１（1）⑥等）、金融機関等のグループ内企業の顧客に関する情報も把握しなければ、その義務を十分に果たせないものと思われる（拙稿「金融持株会社による子会社管理に関する銀行法と会社法の交錯」金融法務研究会報告書（13）（2006 年 10 月）66 頁以下参照）。金融コングロマリットにおいては、前述したような銀行や銀行持株会社の規制のほか、保険会社や保険持株会社の規制、証券会社や証券持株会社の規制も受け、保険会社や証券会社とともに金融コングロマリットを形成しているグループ内の銀行は、銀行法の他、保険業法、金融商品取引法の規制に基づき、銀行の顧客に関する情報を金融持株会社に提供する必要が生じよう。これら金融機関グループの経営管理や財務管理（自己資本比率規制達成等）を目的としたグループ内での顧客等に関する情報の提供が、個人情報保護法 23 条 1 項 1 号が

言う「法令に基づく場合」に該当したり、同項2号の「財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するであろうか。

確かに、これらの情報提供は、銀行法等の金融監督法の規制を守るために必要になるものであって、広い意味では「法令に基づく場合」と言えないわけではないようにも思われるが、上記の銀行又は銀行持株会社の子法人等に対する内閣総理大臣の報告・資料徴求権等に基づく顧客情報提供等と比較すると、法令による情報提供の義務付けはかなり間接的である。銀行法等の法令の解釈に基づく監督指針等に従えば、情報提供が不可避であることは争えないが、法令の条文そのものが情報提供を義務付けているわけではない。上記の大口信用供与規制や特定関係者との間の不利益取引と比較しても、法令に基づく規制との関係はよりリモートであるし、また下記の延滞情報等を除けば情報提供への同意取り付けの困難さにも差がありそうである。そこで金融機関グループの経営管理や財務管理を目的とした顧客等に関する情報の提供については、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」としての例外には当らないと考えたい。

それでは個人情報保護法23条1項2号の「財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するであろうか。金融コングロマリット監督指針が述べるように、金融機関グループを統括する経営管理会社が（金融コングロマリット監督指針の用語による）、グループとしての経営管理・財務管理のためにグループ内の銀行等の顧客情報等を収集することは、そのグループ全体の財産の保護のために必要であることは否定できない（Boos/Fischer/Schulte-Mattler, Kreditwesensgesetsz Kommentar, 2. Aufl., 2004 § 25a KWG Rdn.231参照）。問題は、その必要性が個人情報保護法の本人の同意等の手続を不要にするほど高いかということと、本人の同意を得ることが困難と言えるかにある。まず「本人の同意を得ることが困難であるとき」の例としては、本人が急病になった場合等、物理的に同意を得がたい場合に限られず、悪質なクレーマーであることの情報のように、本人が同意することが社会通念上期待しがたい場合等も含むとされる（宇賀・前掲112頁）。そうであるとすると、延滞の事実等、不良債権であることを示すような顧客情報については、第三者への提供に債権者である顧客本人が同意することが社会通念上期待しがたいであろうから、23条1項2号に基づきリスク管理目的のためにグループ内において共有することは許されそうである。またそのような情報であれば、グループとしての「財産の保護のために」グループ内において共有する必要も高いと言えよう。

但し、23条1項2号に相当するガイドライン13条1項②については、「個別具体的な状況に照らして、リスクが現実化した場合に、非常に限定的な適用しか許容されない……実務上は、法の趣旨に従って第三者提供に関する本人の同意を可能な限り確保する手続とすることが重要

である」とされていることに注意が必要であろう（西方健一「「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および安全管理措置等に関する「実務指針」の概要」金法1729号（2005年）10頁・13頁）。また、ガイドライン13条5項が「金融分野における個人情報取扱事業者は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人情報信用機関へ提供するに当っては、法23条第2項を用いないこととし、本人の同意を得ることとする。」としていることとのバランスも問われよう。同じグループ内の他社にリスク管理目的で情報を提供することは、個人情報信用機関への提供ほど本人に深刻な影響をもたらさない金融機関グループとしての自衛的な行為と見ることができるかという問題となろう。

なおここで注目されるのが、金融商品取引業等に関する内閣府令153条7号へである。この規定は、金融商品取引法24条の4の2第1項に規定する確認書又は24条の4の4第1項に規定する内部統制報告書を作成するために必要な情報を、親法人若しくは子法人等から受領し、又は親法人若しくは子法人に提供することを、金融商品取引業者に認めている。但し、当該金融商品取引業者及び当該情報を当該金融商品取引業者に提供し、又は当該金融商品から受領する、親法人又は子法人等において、当該確認書及び内部統制報告書の作成を行う部門から、非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられている場合に限る、とされている。更に同号トは、同様の条件の下に、電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を、金融商品取引業者が親法人若しくは子法人等に提供することを認めている。このような条件の下で親法人・子法人間の情報提供を認めたことは、これらの場合の個人顧客情報提供の必要性を考えて、このような条件が充たされれば、非公開の個人情報が漏洩する可能性が低いことと考え合わせ、個人情報保護法との関係でも、これらの目的のための金融機関グループ内の顧客情報を提供することを許す趣旨の規定と解釈することができるのではなかろうか。即ち、金融商品取引業等に関する内閣府令153条7号へ・トは、括弧書の中の漏洩防止措置が図られることを条件に、個人情報の第三者提供に関する本人同意要件の例外である個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」を規定したもの、と考えられるのである。これは先に述べた合算大口信用供与規制算定のための親銀行・子銀行との情報提供を、個人情報保護法の本人同意要件の法令に基づく例外と見る、金融商品取引業等に関する内閣府令153条7号ホの解釈との対比からも可能ではなかろうか。

以上のような金融商品取引業等に関する内閣府令153条7号へ・トを参考に考えると、銀行や銀行持株会社に求められる一般的な経営管理義務から必要とされる、子会社等の顧客に関する情報の銀行や銀行持株会社への提供も、前述したその必要性を考えれば、提供先である銀行や銀行持株会社において提供された当該情報が漏洩しないための的確な措置がとられていることを条件に、個人情報保護法23条1項2号に該当することを根拠に、本人の同意なくして

提供が許されると解することはできないであろうか。そのような条件が充たされることによって、ガイドライン13条1項②・13条5項が配慮している問題に対応がなされていると考えるわけである（金融法務研究会・前掲45頁・48頁参照）。

なお、個人情報以外の企業顧客の延滞情報等のグループ内共有については、個人情報保護法やガイドラインのような厳しい考え方をとらなくてもよいのではなかろうか。少なくとも、今まで論じたような本人の同意なくして金融機関グループ内において個人情報の提供が認められる場合は、法人顧客情報についても当該法人の同意なく金融機関グループ内における提供が可能であると解する（本稿3（1）参照）。企業にとってその財務情報は人格権ではなく財産権であり、自らが延滞して債務不履行に陥っているような場合は、債権者のグループ企業との関係でまで、銀行との黙示の契約を根拠とする銀行の一般的な守秘義務を理由に、その情報の保護を債権者に要求することはできないと考えてもよいのではなかろうか。債務不履行に陥っていなくても、上記の個人情報に関する子会社から銀行・銀行持株会社への提供との対比からは、銀行や銀行持株会社に求められる一般的な経営管理義務から必要とされる子会社等の企業顧客情報の銀行・銀行持株会社への提供は勿論、それ以外の目的であっても、少なくとも提供を受けた銀行・銀行持株会社から当該企業顧客情報が漏洩しないための的確な措置がとられており、提供先における当該情報の利用により企業顧客に不利益が生じないようであれば、守秘義務に反しないと考えられる（金融法務研究会・前掲48頁参照）。